

行動計画では、新型インフルエンザに対応した事業継続計画(Business Continuity Plan)を策定し、発生に備えることが有効であるとされています。

演習 1

新型インフルエンザ発生時に備えて、保健所業務継続計画(流行のピーク期に4割の職員が休んでも、新型インフルエンザ対策を進めながら通常業務を行う)を策定することになりました。

しかし、新型インフルエンザ対策の業務量は予測がつかず、また、特定疾患の継続申請受理等で多忙な時期に発生すると、通常業務の実施は困難となります。

あなたはこの事態に備えて、どのようなことを考え、計画を策定しますか？

通知等の一覧

(対応例)

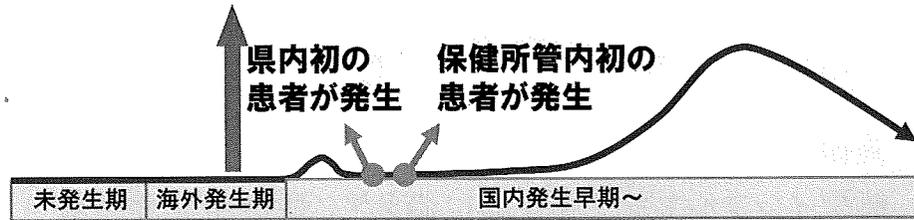
保健所職員だけで業務の実施が困難なら、応援を求めなくてはなりませんが、他の保健所も新型インフルエンザへの対応に追われ、応援は期待できません。

そのため、例えば、県型保健所であれば県の出先機関、市型保健所であれば市役所の他部局等に応援を求めることとなります。

円滑に応援を得る方策の例として、県の出先機関あるいは市役所の他部署を巻き込んで全体の業務継続計画(BCP)を策定し、部局を超えた支援の仕組みをあらかじめ計画に位置づけることも大切です。

通知等の一覧

海外発生期における初期の体制整備



ここでは、
「海外において新型インフルエンザが発生している」との
情報を探知した保健所が、この段階で行う対策について
演習を行います。

通知等の一覧

海外における新型インフルエンザの発生

平成21年4月23日頃より北米とメキシコで豚型のインフルエンザによる死者が多数確認されたという情報がありました。

4月28日には、WHOがフェーズ4を宣言するなど、世界的な感染拡大が懸念されていました。

同日、「**新型インフルエンザへの対応方針**」が**厚労省**から出され、A県においても、ウイルスの国内侵入をできるだけ防止するための対策をとることと、国内での患者発生に備え、発熱相談センターと発熱外来の設置の準備を行うこととなりました。



通知等の一覧

演習 2

まだ、国や県からは具体的な指示はありませんが、この段階で保健所長として、何をしますか？

通知等の一覧

次の演習へ Go!

(対応例)

今後の見通しは不明ですが、所内関係者を集め、所内体制、関係機関との連携、相談への適切な対応について検討することにしました。

- 1 所内会議を開くことにしました。所内のどの部署を集めますか？

所内会議のようす Go!

- 2 連携を必要とする可能性のある関係機関をできるだけ多くリストアップしてください。

関係機関の例 Go!

- 3 住民からの様々な相談や問い合わせが予想され、相談窓口を設置することにしました。どのような体制で設置しますか？感染症担当以外の部署の関わりについても検討してください。

初期段階の相談 Go!

初動期の体制確保について

初期段階においては、新型インフルエンザに関する情報が限られており、当面は、海外からの侵入阻止に重点を置き、住民の不安等に的確に対応するための相談窓口が重要となります。

演習 3

発熱相談センターの設置

演習 4

発熱外来設置に向けて

演習 5

検疫所との調整

リンク先も修正

→健感発0428003号(新型インフルへの対応).mht

通知等の一覧

厚労省の対応方針

WHOがフェーズ4を宣言

Go!

国内発生早期における体制整備



ここでは、

国内においても患者が発生しはじめ、保健所としても発熱外来の設置など、保健所管内での患者発生に備えた体制整備に関する演習を行います。

通知等の一覧

国内における患者発生

5月に入り海外からの帰国者から患者が、5月16日には国内で感染したと考えられる患者が確認されるなど、日本においても新型インフルエンザの感染拡大が時間の問題となりました。

発熱外来の設置も、早く具体化しなければなりません。各院長は発熱外来の設置の必要性を概ね理解していましたが、設置に向け具体的な検討を行うため実務者レベルの会議を行うこととしました。

会議では医療機関から様々な要望などが予想されましたが、自治体のきびしい財政下では、発熱外来への支援を十分に行うことはできない状況にあります。

海外渡航者から患者 国内で感染した患者の確認 Go!

通知等の一覧

国内感染の確認に伴い改正された基本的対処方針 Go!

演習6

何としてでも合意を得て発熱外来を設置しなければ、新型インフルエンザへの対応に支障をきたします。あなたは、この会議にどのような提案をして関係者の理解を図りますか？

通知等の一覧

5月9日時点の疑似症患者の取り扱い Go!

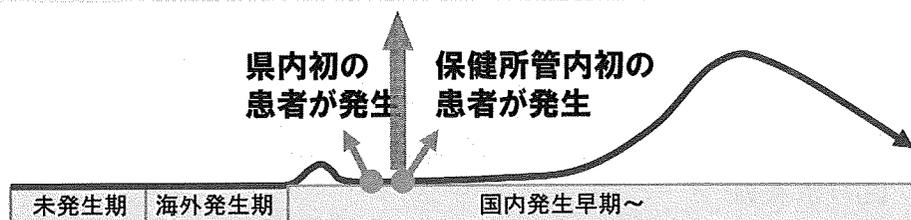
(対応例)

事前に医療機関の意向を確認していましたが、現在の財政状況では十分に応えることができません。しかし、可能な範囲で最善案を作成し、会議で次のような提案をし、何とか発熱外来設置ができました。

- ① 特定の医療機関だけでなく、診療可能な全医療機関で対応すること
- ② マスク、治療薬、検査薬、防護服等については、保健所の在庫があるうちは活用可能であること。
- ③ 財政支援については、国に要望するなど努力すること
- ④ 最新情報が入りしだい医療機関に提供すること
- ⑤ 市町村等と連携して地域住民への周知を徹底すること
- ⑥ 保健所としても発熱外来の円滑な運営に協力すること
- ⑦ 医療機関にはかなりの負担がかかると思うが、無理を承知でお願いしていること

通知等の一覧

国内発生早期における患者発生時の対応



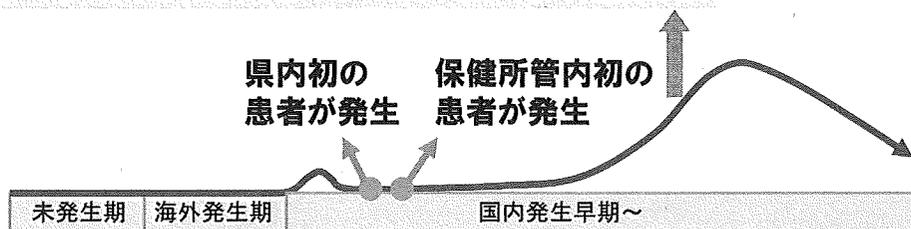
ここでは、国内での患者数もまだ少なく、感染拡大を防止するため、患者の入院や濃厚接触者の自宅待機を求め、学校や事業所には休校・休業を強く要請していた段階における、患者発生時の対応について演習を行います。

通知等の一覧

保健所管内における疑似症患者発生時の対応演習

演習7	旅行者から患者が発生
演習8～10	高等学校での集団感染への対応
演習11	休校要請に応じない
演習12	偏見やいじめへの対応
演習13	飲食店従業員と利用者から患者
演習14	個人情報保護とマスク対応
演習15	プロスポーツチームでの患者発生

感染拡大期／まん延期における医療体制整備



ここでは、国内での患者数が急増し、特に小児科においては休日・夜間の当番病院での対応が困難になりつつある段階における医療体制整備について演習を行います。

通知等の一覧

新型インフルエンザ患者が急増し医療機関で長時間待たされる事態が発生

2学期が始まり、新型インフルエンザの患者数は急激に増加しました。

保健所管内にインフルエンザ警報が発令され、学級閉鎖等の情報が次々と舞い込み、感染拡大はとまらない状況となりました。

患者の多くは20歳以下で、特に14歳以下の小児科の患者が多い状況です。

日中の診療体制は地域の開業医の協力もあり、なんとか維持できていましたが、夜間休日の小児科体制は、当番の小児科クリニックや夜間・休日急病センターで、長時間待たされる状態となってしまいました。

通知等の一覧

B保健所管内のインフルエンザ報告数の推移

Go!

この状態を改善するため、医師会に対して、小児科診療体制の強化について要請を行ないました。管内の中心都市であるC市では、内科と小児科の輪番体制、及び夜間・休日急患センターを設置しています。また、小児の二次救急を行っている総合病院が2ヶ所あります。

演習16

当番医増設等に関して医師会と協議を行ったところ、医療機関の適切な受診について、一般住民にもっと啓発を行って欲しいとの要請を受けました。

- ① 夜間と休日の小児救急医療体制をどのように強化しますか？
- ② 医師会からの要請にどのように対応しますか？

通知等の一覧

B保健所管内のインフルエンザ報告数の推移

Go!

(対応例)

小児救急医療体制では、もし、二次救急医療機関に患者が殺到すれば、重症患者を受け入れることができなくなる可能性があるため、一次救急医療機関で一般的な患者を、二次医療機関では重症者や入院が必要な患者の診療を行い、医療機関の役割分担を明確化することが望ましいと考えられます。

色々と方法は考えられますが、夜間と休日の待ち時間の短縮することも考慮し、一次救急医療機関の体制強化が必要と考え、小児科輪番医を1ヶ所から2ヶ所に増やすとともに、夜間・休日急患センターの医師の体制を2人から3人に増やすことで対応しました。

また、医療体制の維持のためには、医療機関の協力だけでなく、受診する側の住民にも理解してもらう必要があります。



通知等の一覧

そのため、医師会の要請に対しては、マスコミに向けて、当番医療機関の増設にかかる報道依頼を行いました。そのなかで、以下の3点をあわせて伝えました。

- ① 基礎疾患をお持ちでない方で、熱がそれほど高くない場合は、なるべく夜間及び休日の受診はお控えいただき、平日の日中に受診していただきますようお願いいたします。また、発熱後すぐに受診された場合、インフルエンザの検査を受けても、陰性と診断される場合があります。
- ② 新型インフルエンザに罹患した場合、その本人は解熱後2日目までは自宅療養を勧めております。また、その家族や同僚等のいわゆる濃厚接触者は、症状が出るまではマスクをして通学や出勤をしても差し支えありません。そのため、事業者等が、本人や濃厚接触者の通学や出勤に際し、新型インフルエンザに罹患していないための証明を求めたり、治療したことの証明を求めるために医療機関を受診させることは、お控えいただきますようお願いいたします。



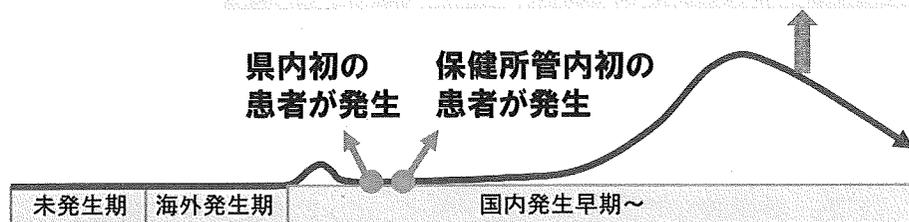
- ③ 中学生以上は内科を受診することも可能な場合がありますので、小児科医療機関が混雑している場合は、内科医療機関にご確認ください。
 (③については、小児科医会、内科医会に確認済み)

これらの対応により、休日・夜間小児科診療体制を維持することができました。
 その後、感染者数は減少に転じ、患者急増に対応して増やしていた夜間・休日の診療体制も、通常の診療体制に戻すことができました。

B保健所管内のインフルエンザ報告数の推移

Go!

まん延期／回復期における予防接種の開始



ここでは、国内での患者数がピークを過ぎたころにおける、予防接種をめぐる対応について演習します。

通知等の一覧

新型インフルエンザの予防接種対象者について

医療従事者に引き続いて、11月から妊婦と基礎疾患を有する者(最優先者)に対するワクチン接種が始まりました。保健所でもワクチン接種に関する相談窓口が設けられ住民や医療機関からの質問や相談に対応しました。

その中で、ある住民から「近所の診療所で乳児に対して新型インフルエンザワクチン接種を行っており、私の子どもも接種を勧められたが安全なのか」という相談が保健所に寄せられました。これに対して「乳児はワクチン接種の対象者になっていないため接種はできない」と返答しました。

通知等の一覧

演習17

「1歳未満の小児の保護者」はワクチン接種対象者とされていますが、乳児は現時点では今回の新型インフルエンザワクチン接種対象者ではありません。

この情報を受けて保健所長としてあなたはどのように対応しますか？

通知等の一覧

(対応例)

事実を確認するため当該診療所に連絡したところ、院長は乳児へのワクチン接種を行っていることを認めました。「今回配布されたバイアルは容量が大きい(10 ml)ので、残量が無駄になることを避けるために乳児にも接種しました」とのことでした。さらに接種した乳児の人数や月齢等について尋ねましたが、接種の同意の有無を含めた詳細については返答を得られませんでした。

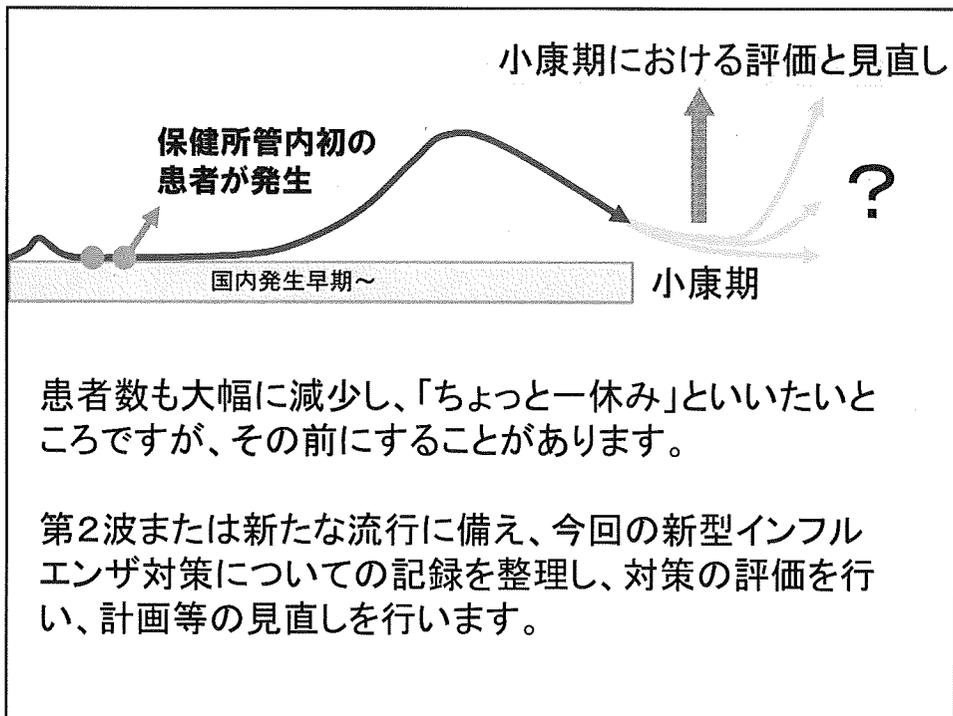
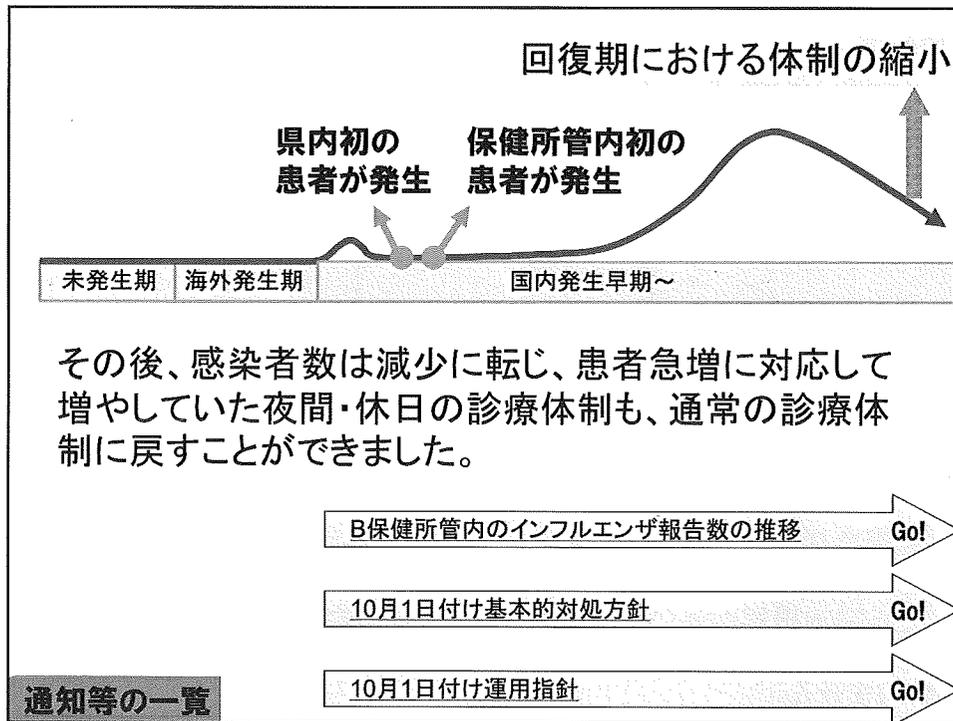
そこで下記の点を説明し、乳児への接種を控えるように指導しました。

- ① 新型インフルエンザワクチンに対しては未だ安全性の検証が十分ではないこと
- ② 一歳未満児については対象数が少なく、インフルエンザワクチンの有効性を示す確証は認められていないこと(平成12-14年度厚生科学研究費補助金「乳幼児に対するインフルエンザワクチンの効果に関する研究」)
- ③ ワクチン接種対象以外の者については新型インフルエンザ予防接種による健康被害救済制度が適用されない可能性があること

通知等の一覧

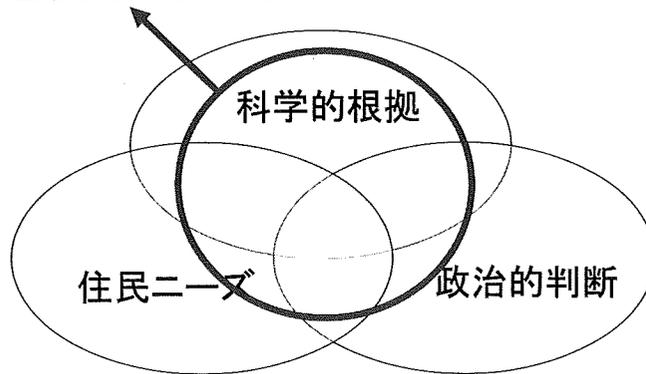
説明を受けた後、当該診療所の院長は「乳児へのワクチン接種は今後中止する」と返答しました。今回の事例は保健所から本庁を通じて国へ報告されました。

さらに制度の徹底を目的として、保健所では医師会を通じてワクチン接種対象者について医療機関へ再度情報提供を行いました。



まとめ

健康危機事例に対する保健所長の決断とは



健康危機発生時においても科学的根拠に基づいた効果的な対策を行うことが基本となります。しかし、初期段階では情報が不十分で科学的根拠があいまいな場合が多くなります。そのような場合においても、保健所長は、最善策を考え臨機応変な対応をしなければなりません。

このあとのスライドは、目的別スライド

(所内会議の開催の例)

感染の拡がりや病原性が不明であるなど情報が不十分な状況でしたが、保健所内の課長職以上を集めて所内会議を開催し情報の共有を図ることとしました。

対策の中心的役割は感染症担当部署が担うこととなりますが、検体搬送、患者搬送、住民からの相談対応、医療機関との調整及び報道対応等においては、総務、衛生、検査担当部署等にも大きな役割があります。

そのため、全所的な協力体制をとることについて、課長職以上で合意しました。

(連携を必要とする関係機関の例)

- | | |
|------|--|
| 検疫所 | 患者の探知と対応の流れ等、保健所によっては検疫所の医師として委嘱されていることから役割分担が必要 |
| 市町村 | 住民への広報、相談対応、保健所との役割分担等 |
| 消防署 | 患者の搬送等 |
| 警察署 | 搬送時の先導、パニック時の対応等 |
| 医療機関 | 患者の治療、感染症指定病床の活用 |
| 検査機関 | 検査への対応 |
| 報道機関 | 住民への周知、パニック防止、風評被害防止 |

(初期段階での相談対応の例)

マスコミで大きく報道されたため、住民から多くの相談が来ることが予想されました。感染症の専門的な知識が必要なため、感染症を担当する部門に相談窓口を設置することとしました。

業務時間だけでなく夜間や休日の相談窓口についても検討する必要があります。実際、多くの保健所で、夜間や休日にも相談窓口を開設していました。

当初、豚インフルエンザと報道されたため、豚肉の安全性への危惧に適切に対応し風評被害を防止する必要があり、食品衛生の部署と連携して相談対応することになりました。

発熱相談センターの設置

4月28日、本庁は新型インフルエンザ患者の早期発見や感染の拡大防止を図るため、「発熱相談センター」を全保健所に設置することとし、相談体制を至急構築するように連絡が入りました。

土日祝日も含めて毎日午前9時から午後9時まで相談対応することとなりました。

演習 3

土日、夜間を含めた相談体制が長期間続く可能性があること、症状や予防など専門的知識を要する相談内容への対応が必要であること等をふまえ、所内の相談体制をどのように構築しますか？

(発熱相談センター設置における対応例)

土日や時間外を含む相談対応を、保健師等の技術職だけで長期間担うことはできないため、事務職も含め、体制を組みました。また、誰でも相談を担えるよう想定問答集を作成するよう感染症担当に指示しました。時間外と土日は、トイレ等で一時的に席をはずす場合に備え、2名体制としました。保健所職員だけでシフトが組めない場合は、保健所以外の出先機関(例えば社会福祉部門職員等)にも、相談業務への協力を依頼します。平日の勤務時間の業務についても、代休等で支障がおきないように配慮することを課長に伝えます。相談件数が少なくなれば、1名体制で相談を行うことを検討します。

発熱外来の設置

海外では死者も多くでていたことから、この段階においては、強毒性のインフルエンザを想定し、発熱患者については、当面、感染防御が確実にできる感染症指定医療機関を中心に対応することとなりました。

しかしながら、4月30日にはWHOがフェーズ5を宣言するなど、ひとたび国内で患者が発生すると急速に感染拡大し、管内の感染症指定医療機関だけでは十分対応できないことが予想され、管内に数カ所、発熱外来を確保する必要がありました。

感染症指定医療機関

WHOがフェーズ5を宣言

Go!

演習 4

発熱外来の設置にあたり、あらかじめ医療機関の意向を確認するために、あなたは、管内の医師会長や主要な医療機関の院長を訪問することとしました。

医師会長や院長は、どのような意向を持っていると思いますか？

5月9日時点の疑似症患者の取り扱い

Go!

医療機関からは、発熱外来について次のような意見がありました。

- ① 現状では、感染症指定医療機関以外のほとんどの医療機関において、強毒性の感染症に対応することは困難であること。
- ② 新型インフルエンザを受け入れるための準備に多額の費用がかかるため、補助が必要であること。
- ③ 検査薬や治療薬の優先配置など、発熱外来への優遇措置が必要であること。
- ④ 安全確保のために改修や受け入れ体制づくりにかなり時間がかかること。
- ⑤ もし、医療従事者が感染し死亡した場合の補償が必要であること。
- ⑥ 病院の風評被害につながったり、事前連絡なしで受診する患者で院内感染につながるのを、発熱外来を受けるにしても公表しないこと。
- ⑦ 受診に際しての事前連絡の必要性やマスクを着用することなど、住民への周知を確実に行ってほしいこと。
- ⑧ 医療機関の使命として患者受け入れは当然だが、感染したら死につながることを、職員に命令することは正直言ってできないこと。
- ⑨ まだまだ情報が不足していて、国内でも発生していない段階では、明確な回答はできないこと。

管内に新たに発熱外来を設置するにあたり、多くの課題があることがわかりましたが、各医療機関とも発熱外来の必要性は理解しており、設置に向けて具体的に検討することとなりました。

5月9日時点の疑似症患者の取り扱い

Go!

検疫所を中心とした水際作戦

4月28日のWHOのフェーズ4宣言から、日本国内では検疫所による水際作戦が開始されました。成田空港ではメキシコ・アメリカ(本土)・カナダからの直行便について機内検疫が開始され、5月8日には日本初の帰国者3名の感染者が発見されました。患者や同行者には隔離・停留措置が実施されました。

ゴールデンウィークに流行国を渡航していた者を対象とした健康監視通知が本庁を經由し保健所にもやってきました。保健所は住民からの電話相談への対応や健康監視の実施など慌ただしい状況となりました。

健康監視0508 健康監視0513 健康監視0522 Go!

厚労省健康局長通知(H210428) Go!

新型インフルエンザ対策行動計画 Go!

検疫所から保健所に協力依頼

B保健所管内には空港と検疫港があり、検疫法第13条における診察および検査のための医師として、従来から感染症指定医療機関である市立病院長が委嘱されています。さらに平成19年には、不測の事態などに備えて、医師を複数体制とするために保健所長に対して協力の依頼があり、保健所長も委嘱を受けました。

演習5

新型インフルエンザの海外発生で全国的に水際作戦強化の方針の中、5月12日に検疫所出張所職員が来所し、保健所長に対して、「新型インフルエンザの海外での発生状況から、診察依頼の可能性が高まりました。流行国経由の飛行機や船舶の乗員が発熱等の症状を呈した場合の診察を行って欲しい」と依頼がありました。

保健所長として、検疫所からの依頼に対してどのように対応しますか？

(対応例)

委嘱を受けた以上、最大限の協力はすべきですし、多忙な市立病院の負担を増やさない配慮も大事です。一方で、水際作戦の実働部隊に所長が借り出されることは、新型インフルエンザ疑い患者への対応を指示する者が不在となり危機管理上問題となります。また、今後のインフルエンザの流行状況や他業務の都合を考えますと、応需しきれない場合も想定されます。

疑い患者発生時には、保健所は疫学調査や予防投与の検討、医療機関の受け入れ調整、マスコミ対応など多用な業務が発生する事、他業務の都合上、希望通りの対応は困難である事を説明し理解してもらいました。

出張所職員に対しては、想定される臨場の頻度、停留・一時待機場所や通訳、搬送、感染防御、検査の方法などを確認し、対応できる医師の増員や待機場所の確保などの具体策を検討するようお願いしました。

成田空港検疫所対応報告書

Go!